

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和8年1月26日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3300号から第3302号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3300号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3301号及び第3302号では、横浜市長が行った不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「特定年月日1から特定年月日2までの生活保護ケース記録及び記録を補足する資料、神奈川区から移管されたケース記録の写し」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3300号】

(2) 「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 3案件の進捗状況 (2) 写真」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3301号及び第3302号】

2 諒問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諒問日	実施機関
3300	令和6年6月6日	令和6年7月5日	令和6年7月10日	令和6年8月8日	市長
3301 及び 3302	令和6年8月13日	令和6年8月27日	令和6年9月5日	令和6年10月4日	市長

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3300	「特定年月日1から特定年月日2までの生活保護ケース記録及び記録を補足する資料、神奈川区から移管されたケース記録の写し」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報一部開示 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当 ・開示請求者以外の個人の氏名、電話番号に関する情報	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>(開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>法第78条第1項第3号及び第7号柱書に該当</p> <p>・関係機関から提供された情報及び協議内容</p> <p>(開示することにより、関係機関の協力を得られなくなるおそれがあるため。また、関係機関と開示請求者との認識に差異が生ずれば、信頼関係を損ない、生活保護事務の一環である相談や支援を行う上で支障を生じるおそれがあるため。)</p> <p>第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・開示請求者に対する評価・判定・世帯への訪問格付、支援に対する所見及び協議内容</p> <p>(開示することにより、開示請求者の認識と異なっていた場合に今後の適正な支援が困難になるなど、開示請求者に係る生活保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p>	
3301 及び 3302	「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1)3案件の進捗状況 (2)写真」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>不開示</p> <p>不存在</p> <p>(請求内容の3案件の進捗状況が分かる書類については作成しておらず、保有していないため)</p> <p>(当該開示請求に係る行政文書は廃棄済みであり、保有していないため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3300	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請を受けると、福祉保健センター長が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、申請の内容及び世帯の要保護性について、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。生活保護の決定後は、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯状況及び生活状況を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、特定年月日1から特定年月日2までに港南区福祉保健センター生活支援課で作成されたケース記録及び特定年月日3までに神奈川区福祉保健センター生活支援課で作成され、港南区福祉保健センターに移管されたケース記録である。ケース記録は、保護申請受理確認票、相談記録票、面接記録票、開始記録票、援助方針シート(基準改定シート)、ケース記録票等で構成されて</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>いる。</p> <p>当審査会は、実施機関が不開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり不開示情報1から不開示情報6までに分類し、それぞれの法第78条第1項第2号、第3号及び第7号の該当性について判断する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>ア 不開示情報1には、面接を行った実施機関の職員の氏が記載されている。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。当該職員は会計年度任用職員であり、その氏は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ハに該当せず、本号ただし書ロにも該当しない。</p> <p>イ 不開示情報2には、審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名及び電話番号が記載されている。民生委員は、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員である。民生委員の氏名及び電話番号は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討する。実施機関に確認したところ、港南区においては、民生委員に相談を希望する者に対して、事前に相談を希望する理由を確認し、民生委員が対応できるものであるときは民生委員にその旨を伝え、当該民生委員が了承した場合に限り、その氏名及び電話番号を伝えており、本件では審査請求人に伝えていないとのことである。よって、上記民生委員の氏名及び電話番号は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、本号ただし書ロ及びハにも該当しない。</p> <p>ただし、別表2に掲げる部分については、資産台帳及び他法台帳の様式の一部であり、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、本号に該当しない。</p> <p>ウ 不開示情報3には、法人の担当者の氏、所属する法人名、発言内容等が記載されている。このうち、法人の担当者の氏及び所属する法人名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。また、法人の担当者の発言内容等については、公にされることを前提としないで聞き取った審査請求人以外の個人の考え方や感情などの内心の情報等であって、特定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 不開示情報4には、郵便局の職員の氏が記載されている。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 不開示情報5には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報、必要に応じて関係機関と調整した経過等が記載されている。</p> <p>このうち別表2に掲げる部分は、病状調査記録票（外来用）の様式の一部、医療機関の診療科目名、参照すべき文書を示す記載等にすぎず、開示することにより、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>その余の部分については、関係機関としてはそれが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>なお、審査請求人は、特定の記録について、審査請求人も同席していたため不開示にす</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>る理由がないと主張していると解されるが、仮に審査請求人が同席していたとしても、その内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、当該記録についても、上記のとおり、別表2に掲げる部分は本号柱書に該当しないが、その余の部分は本号柱書に該当する。</p> <p>イ 不開示情報6には、担当ケースワーカー等の審査請求人に対する評価・判定、審査請求人の世帯の訪問格付、支援に対する所見及び協議内容が記載されている。</p> <p>このうち別表2に掲げる部分は、開始記録票等の様式の一部であり、開示したとしても生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>その余の部分については、審査請求人に対する評価等に関する情報であって、その内容が審査請求人の認識と異なる場合には、信頼関係が損なわれて適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>《法第78条第1項第3号の該当性について》</p> <p>不開示情報5のうち別表2に掲げる部分については、病状調査記録票（外来用）の様式の一部、医療機関の診療科目名、参照すべき文書を示す記載等にすぎず、実施機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものとは認められないため、本号に該当しない。</p> <p>その余の部分については、上記《法第78条第1項第7号の該当性について》のとおりであるから、本号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3301 及び 3302	<p>《建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る事務について》</p> <p>建築局違反対策課では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和6年7月12日、建築局違反対策課の職員が横浜市旭区特定地の訪問（以下「本件訪問」という。）の際に要望された3案件の進捗状況に係る記録及び現地で撮影した写真と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件訪問では、要望された案件の内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するためにメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行った。</p> <p>(イ) その後、旭土木事務所へ情報共有を行ったが、情報共有は本件訪問の際に撮影した写真を提示し、口頭で行っており、情報共有後にはメモ及び写真を廃棄している。</p> <p>(ウ) また、本件訪問で要望された3案件の内容は、建築局違反対策課の所管する事務ではなかったため、当該案件の進捗状況に係る記録は作成していない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>《理由付記について》</p> <p>審査請求人は、行政手続法第8条の趣旨に照らし、適切さを欠いていると主張していることから、理由付記（横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第8条）の不備を主張するものと考えられる。本件では、不開示決定通知書において、不開示とする根拠規定を適用する理由について「(1) 請求内容の3案件の進捗状況が分かる書類については作成しておらず、保有していないため。(2) 当該開示請求に係る行政文書は廃棄済みであり、保</p>

答申番号	判断の要旨
	有していないため」と記載されており、理由付記に不備があったとは認められない。 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881